

委員会提出議案第12号

18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和7年12月19日

岩倉市議會議長 須藤智子様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 水野忠三

1 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書

子ども医療費無料制度は、子育て世代の切実な願いである。子どもは病気やけがが多く、重症化リスクも高いため早期の診断と治療が大切である。発熱しても手元にお金がなくて病院に行けない状況は、病状が急変しやすい子どもにとって命に直結する問題である。そのため、子ども医療費無料制度は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は54市町村（100%）が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度年末まで無料」は49市町村（91%）が実施し、入院の「18歳年度末まで無料」は54市町村（100%）が実施している（2025年10月1日時点）。

こども家庭庁の全国の実施状況調査でも、18歳年度末までを対象に助成を行っている自治体は、入院で86%、通院で84%と、全国的にも増加している（2024年4月1日時点）。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民の願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方3団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を強く求める。

子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）